

## 党方針決定を受けての性犯罪刑法改正に関するWT座長コメント

先刻、党の政調審議会にて「中学生以下を性被害から保護するために、成人は、いかなる理由をもっても中学生以下を性行為の対象にしてはならない」、いわゆる性交同意年齢の引上げが正式に了承され、党の方針となりました。

現行法体系は、刑法では小学生までしか保護しておらず、児童福祉法や各都道府県条例等で成人と未成年の性行為を原則処罰しています。しかし、真摯な恋愛に基づく性行為は、その処罰対象から除かれています。つまり、現行法体系が示す価値観は「中学生であっても、性行為に関して真の同意ができる」という前提にたっています。その現行法のあり方を維持するのか、それとも変えていくのかが問われました。

WTの議論の中で、真摯な恋愛関係の中、年齢が近い成人ならば中学生との性行為も許されるのではないかとの意見が寄せられました。しかし、成人側の年齢は関係ないと考えます。そもそも、成人と中学生という非対等な関係の中で、未成熟な中学生に性行為に関する真の同意が行えると考えるのは、成人側の勝手な思い込みだからです。

また、真摯な恋愛関係における性行為が処罰から除外されることで、恋愛の形をした性搾取が発生し、被害の温床となっています。家庭環境に恵まれず、自己肯定感が著しく低下した中学生ほど被害に遭いやすく、「優しくしてもらえる」という恋愛錯覚が、被害に遭っていることの自覚を妨げ、後刻、性搾取に気づいた時には、強い心的障がいを将来にわたって受けることになります。従って、条例に定めるような一部の例外も設けることなく、いかなる理由も認めてはならないと考えました。

そして、恋愛関係ならば性行為をしたいはずと考えるのも、完全に男性本位の発想です。なぜなら、女性にとって性行為の先には妊娠の可能性があるからです。性交をすれば、中学生であっても妊娠の可能性があり、そのことは大きな心身の負担になります。義務教育下で、働く自由も、経済的な余裕も、移住の自由もない中で、そして性に関する十分な知識も備わっていない中で、成人が中学生に妊娠という大きな負担を負わせることを例外的にでも認める理由はあるのでしょうか。あるとすれば、それは余りにも男性本位の発想と考えます。

上記の考えは、中間報告で既に述べている「中学生の脆弱性」「失われた対等性」「恋愛の中に潜む性搾取」と共に、「男性本位の発想」として、性交同意年齢を引上げる理由の中核をなすものです。誰を保護し、誰の視点に立って考えるか、それが問われた議論であったと考えます。

以前から、性暴力被害があるにもかかわらず、性犯罪として捕捉されていない現状に対する不正義を訴える声が多く上がっています。被害の実態にできる限り沿う法改正を重ねることが、性暴力被害に苦しむ方を救い、性暴力自体の減少にも繋がると考えています。

そのため、今後も、立憲民主党は性犯罪に関する刑法改正の検討をかさねて参ります。